

## 議案第116号

### 市道路線の認定の件

下記の路線を市道に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

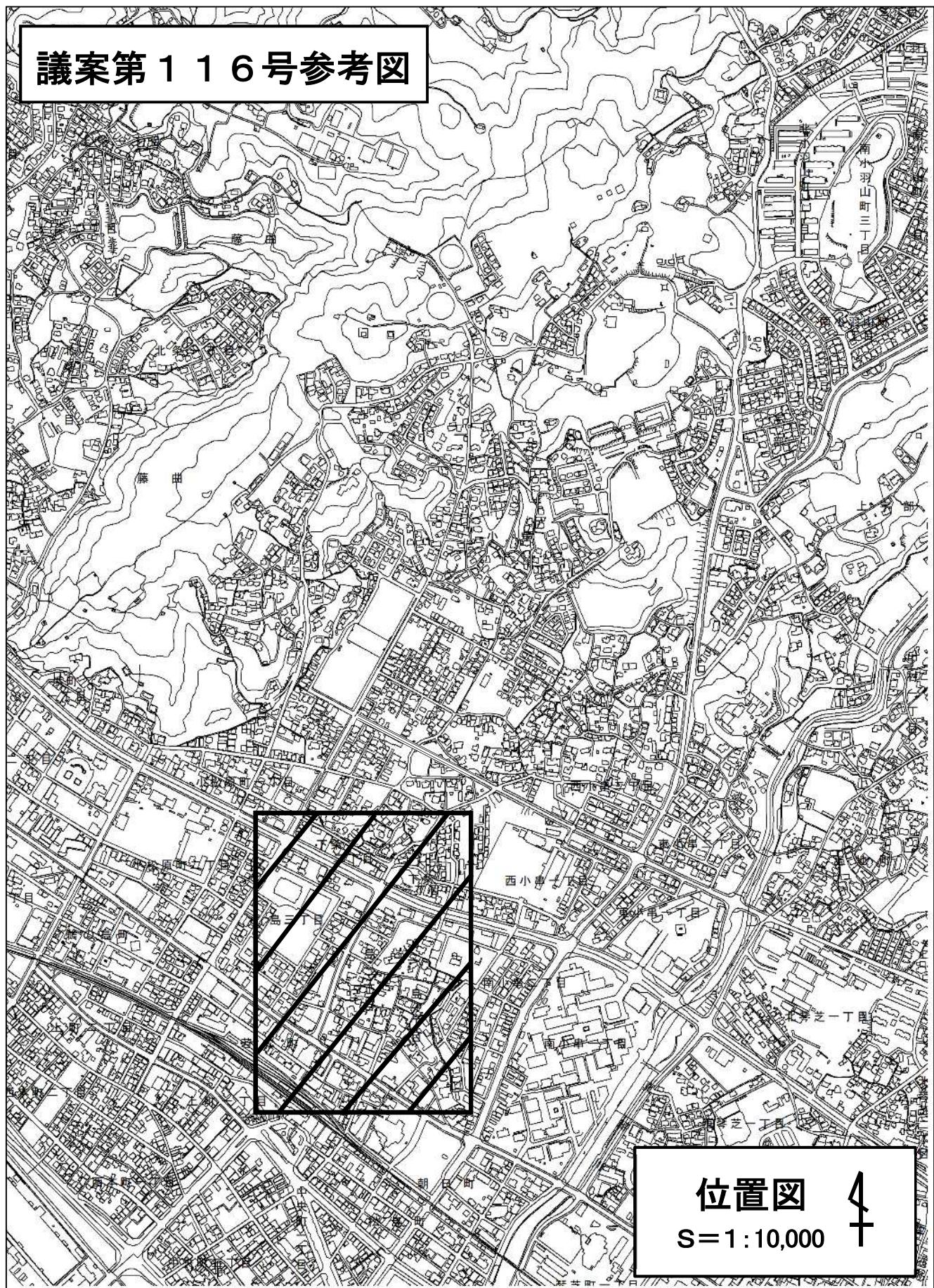
宇部市長 篠崎圭二

記

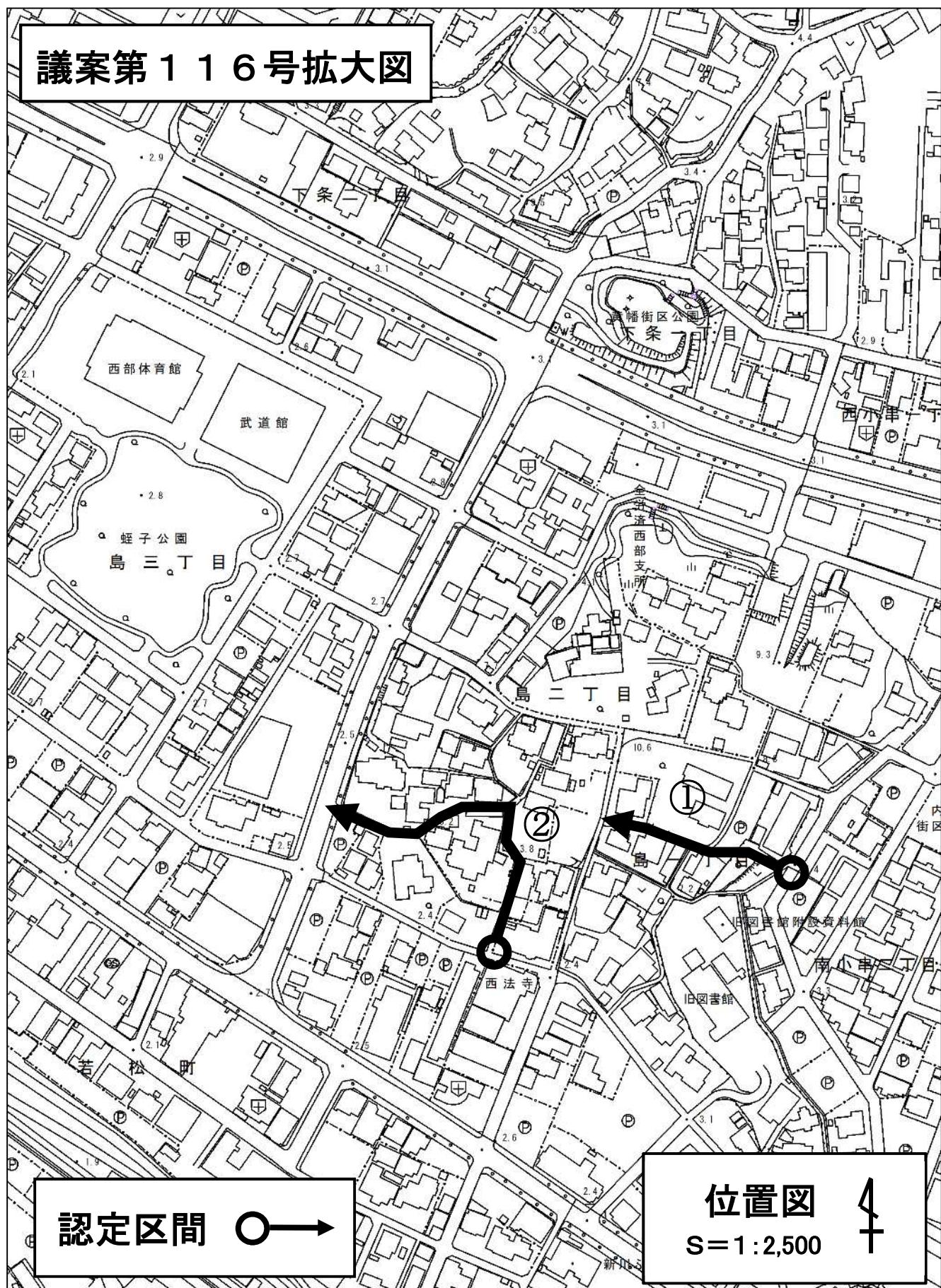
#### 路線の認定

図示番号	路線名	認定期間		重要な経過地
		起点	終点	
1	島 9 号 線	南小串二丁目	島一丁目	
2	島 1 0 号 線	島二丁目	島二丁目	

## 議案第116号参考図



## 議案第116号拡大図



認定区間 →

位置図

S=1:2,500

4

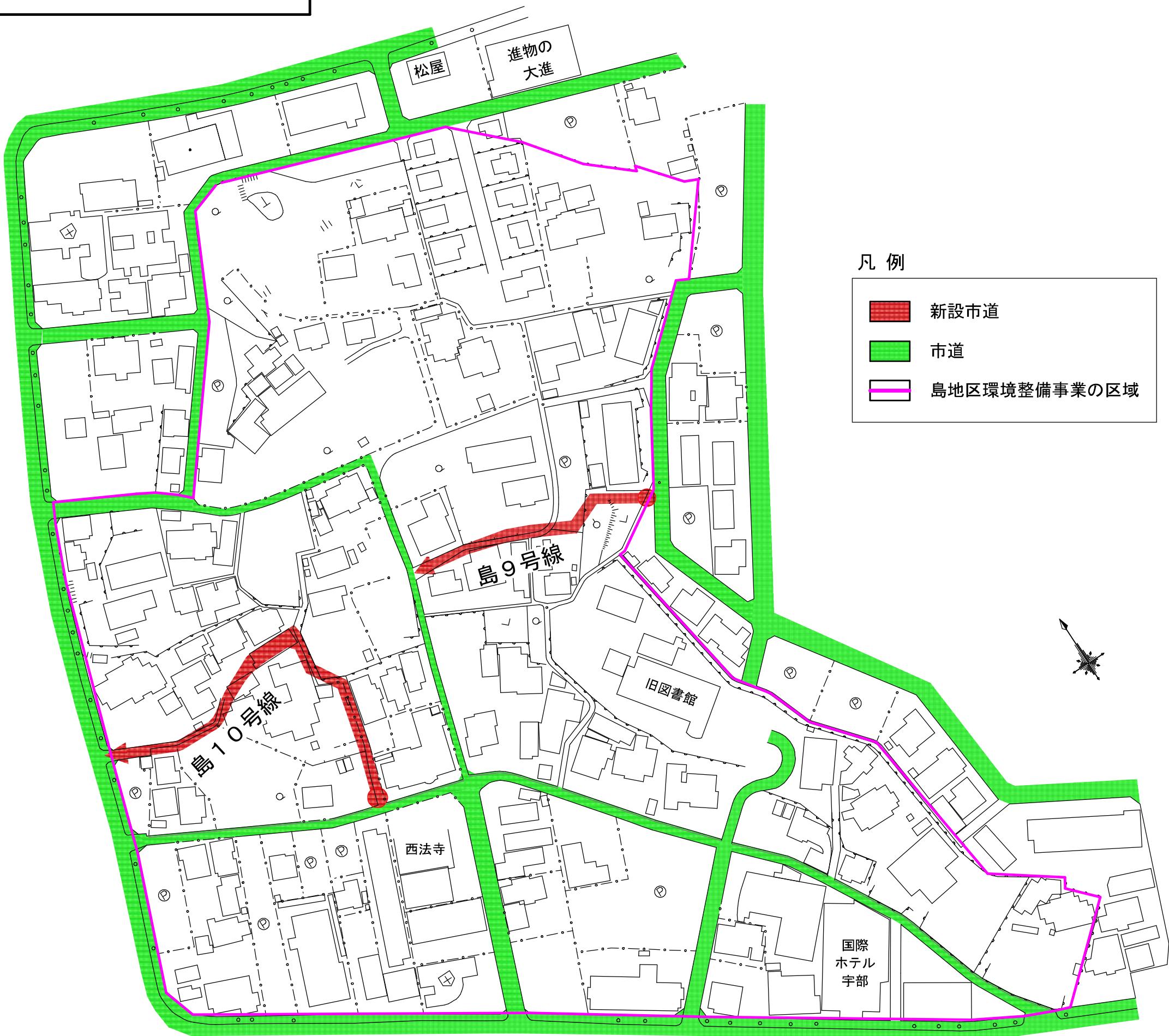
令和6年12月 産業建設委員会 資料

議案第116号 市道路線の認定の件

土木建設部 道路整備課

# 議案第116号 市道路線の認定の件

資料



宇部市都市公園条例中一部改正の件

宇部市都市公園条例（昭和三十三年条例第六号）の一部を次のように改める。

令和六年十二月六日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

別表第一及び別表第二の二の表中「多目的グラウンド」の下に「、にぎわい交流施設、屋根付きグラウンド、都市型スポーツ広場」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

「説明」

恩田スポーツパーク整備事業の実施による公園施設の新設に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表 新

別表第一（第七条関係）

都市公園名	有料公園施設の名称
恩田運動公園	野球場、陸上競技場、多目的グラウンド
恩田運動公園	野球場、陸上競技場、多目的グラウンド、にぎわい交流施設、都市型スポーツ広場

別表第二（第七条関係）

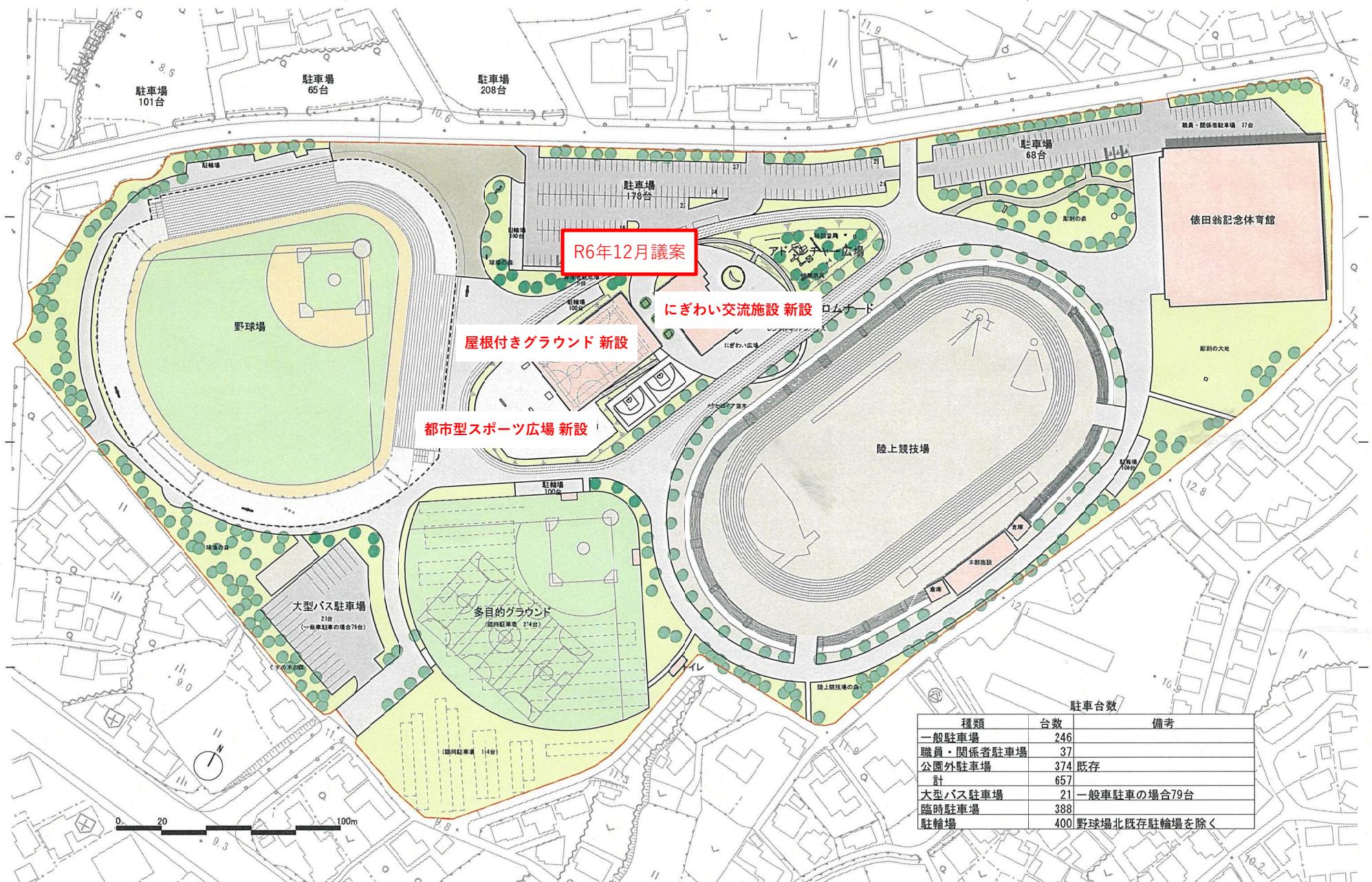
二

都市公園名	公園施設の名称
恩田運動公園	野球場、陸上競技場、多目的グラウンド
恩田運動公園	野球場、陸上競技場、多目的グラウンド、屋根付きグラウンド、都市型スポーツ広場

別表第二（第七条関係）

二

都市公園名	公園施設の名称
恩田運動公園	野球場、陸上競技場、多目的グラウンド、にぎわい交流施設、都市型スポーツ広場
恩田運動公園	野球場、陸上競技場、多目的グラウンド、屋根付きグラウンド、都市型スポーツ広場



種類	台数	備考
一般駐車場	246	
職員・関係者駐車場	37	
公園外駐車場	374	既存
計	657	
大型バス駐車場	21	一般車駐車の場合79台
臨時駐車場	388	
駐輪場	400	野球場北既存駐輪場を除く

特記

Date 2023.03.31  
Ote. \*\*\* Dro. \*\*\*

Project 恩田スポーツパーク整備・管理運営業務  
(様式9-4) 全体配置図

Scale A3:1/1500  
No. 参加者番号  
3

## 議案第 112 号

### 宇部市旧宇部銀行館に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市旧宇部銀行館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 1 月 6 日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

記

#### 1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
宇部市旧宇部銀行館	宇部市新天町一丁目 1 番 1 号

#### 2 指定管理者の候補者

宇部市新天町一丁目 2 番 36 号

株式会社エフエムきらら

代表取締役 内 山 悟

#### 3 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

## 宇部市旧宇部銀行館の指定管理者の候補者の選定結果について

宇部市旧宇部銀行館の指定管理者の指定期間の満了に伴い、令和7年4月からの指定管理者の候補者を次のとおり選定しましたので、お知らせします。

### 1 施設の名称及び位置

- (1) 名 称 宇部市旧宇部銀行館
- (2) 位 置 宇部市新天町一丁目1番1号

### 2 指定管理者の候補者

- (1) 団 体 名 株式会社エフエムきらら
- (2) 代表者名 代表取締役 内 山 悟
- (3) 主たる事務所の所在地 宇部市新天町一丁目2番36号

### 3 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

### 4 選定理由

宇部市旧宇部銀行館の指定管理者の候補者の選定に当たり5団体からの応募があり、令和6年10月29日に開催した宇部市旧宇部銀行館指定管理候補者選定委員会において、審査基準に基づき総合的に評価しました。その結果を踏まえ、市では次の理由により上記団体を候補者に選定しました。

- ・各委員の採点した合計点数が最も高い。
- ・合計点数が最低基準点（総配点数の60%にあたる300点）を満たしている。
- ・審査基準のうち、住民の平等な利用を確保することができる事項として、特に施設の基本的な運営方針が高く評価された。
- ・審査基準のうち、その他施設の設置目的を達成するために必要な事項として、中心市街地の活性化に関する取組が高く評価された。

## 5 評価結果（合計点数500点満点）

評価基準	配点	候補者	A団体	B団体	C団体	D団体
I 住民の平等な利用を確保することができるものであること。	75.0	51.6	46.2	46.8	48.0	42.6
II 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に發揮させるものであること。	125.0	78.6	82.8	79.2	76.8	72.0
III 事業計画書の内容が施設の管理に係る経費の削減を図るものであること。	150.0	102.0	94.0	96.0	104.0	82.0
IV 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	100.0	57.6	64.6	66.2	58.8	44.8
V その他施設の設置目的を達成するためには必要な事項 外部評価委員会による旧宇部銀行館の管理運営の実績評価	50.0	38.0	38.0	32.0	30.0	28.0
合 計 点 数	500.0	327.8	325.6	320.2	317.6	269.4

## 議案第113号

### 工事請負変更契約締結の件

令和5年9月市議会定例会において議決された議案第81号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

#### 記

変更請負金額 一金 1,709,249,300円也

（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（当初 一金 1,589,500,000円也）

#### 【説明】

1 工事名 宇部市新庁舎2期棟新築（建築主体）工事

2 工事場所 宇部市常盤町一丁目地内

3 工事の概要 鉄骨造3階建て

延べ面積 3,327.16m<sup>2</sup>

4 契約の相手方 宇部工業・塙原建設・沖村建設共同企業体

代表者 宇部市大字妻崎開作874番地1

宇部工業株式会社

代表取締役社長 河野剛志

宇部市大字藤曲1753番地46

塙原建設株式会社

代表取締役 塙原正好

宇部市大字妻崎開作1271番地19

株式会社沖村建設

代表取締役 沖村重人

- 5 変更の理由 労務単価改正に伴うインフレスライド条項の適用、工期延伸に伴う諸経費の増加等により、工事請負金額を増額変更するものである。

## 議案第114号

### 工事請負変更契約締結の件

令和5年12月市議会定例会において議決された議案第110号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

#### 記

変更請負金額 一金 226,376,700円也

（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（変更前 一金 190,232,900円也）

#### 【説明】

- 1 工事名 宇部市新庁舎2期棟新築（電気設備）工事
- 2 工事場所 宇部市常盤町一丁目地内
- 3 工事の概要
  - (1) 電灯・動力設備工事 一式
  - (2) 入退室管理設備工事 一式 ほか
- 4 契約の相手方 鶴谷秀電社・前村電気工事共同企業体  
代表者 宇部市東琴芝一丁目1番46号  
株式会社鶴谷秀電社  
代表取締役 鶴 谷 孝 二  
宇部市神原町二丁目8番51号  
前村電気工事株式会社  
代表取締役 前 村 隆 文

- 5 変更の理由 労務単価改正に伴うインフレスライド条項の適用、工期延伸に伴う諸経費の増加等により、工事請負金額を増額変更するものである。

## 議案第115号

### 工事請負変更契約締結の件

令和5年12月市議会定例会において議決された議案第111号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

変更請負金額 一金 296,732,700円也

（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（変更前 一金 266,714,800円也）

#### 【説明】

- 1 工事名 宇部市新庁舎2期棟新築（機械設備）工事
- 2 工事場所 宇部市常盤町一丁目地内
- 3 工事の概要
  - (1) 空気調和設備工事 一式
  - (2) 給排水衛生設備工事 一式 ほか
- 4 契約の相手方 大栄建設・富士管工共同企業体  
代表者 宇部市北琴芝二丁目12番1-2号  
大栄建設株式会社  
代表取締役社長 原 田 亜希那  
宇部市文京町6番33号  
富士管工株式会社  
代表取締役 柴 田 泰 広
- 5 変更の理由 労務単価改正に伴うインフレスライド条項の適用、工期延伸に伴う諸経費の増加等により、工事請負金額を増額変更するものである。

## 議案第百七号

### 宇部市地方卸売市場業務条例中一部改正の件

宇部市地方卸売市場業務条例（昭和四十七年条例第四十七号）の一部を次のように改める。

令和六年十二月六日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

目次及び第一条中「利用」を「使用」に改める。

第二条の二及び第二条の三を削る。

第四条第二項中「指定管理者」を「市長」に改め、「、市長の承認を受けて」を削る。

第五条第一項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「、市長の承認を受けて」を削る。

第十条第一項中「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「市」に改める。

第十一条の四の見出し中「利用指定」を「の使用指定」に改め、同条中「利用指定」を「使用指定」に、「利用」を「使用」に改める。

第三十条第三項中「利用料金」を「使用料」に改める。

第四十四条、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項並びに第四十八条第一項及び第二項中「指定管理者」を「市長」に改める。

「第五章 市場施設の利用」を「第五章 市場施設の使用」に改める。

第五十五条の見出し中「利用指定」を「使用指定」に改め、同条第一項中「利用する」を「使用する」に、「利用期間その他の利用条件は、指定管理者」を「使用期間その他の使用条件は、市長」に改め、同条第二項中「利用しよう」を「使用しよう」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第三項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第五十六条中「利用者」を「使用者」に、「利用させ」を「使用させ」に改め、同条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改める。

第五十七条中「利用者」を「使用者」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第五十八条中「利用者」を「使用者」に、「利用資格」を「使用資格」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第五十九条中「指定管理者」を「市長」に、「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改める。

第六十条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第六十一条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条第一項中「利用者は、指定管理者に対し、利用料金」を「使用者は、別表第四に定める額の使用料」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「利用料金」を「使用料」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「指定管理者」を「市長」に、「公益上」を「災害の発生」に、「市長の承認を受けて、利用料金」を「使用料」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「その他施設利用」を「その他施設使用」に、「利用者」を「使用者」に改め、同項を同条第四項とする。

第七十五条第二項中「指定管理者」を「市長」に、「市場入場者」を「市場へ入場する者」に改める。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 削除

別表第四中「利用料金」を「使用料」に、「利用」を「使用」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 面積に係る使用料の額並びに会議室及び冷蔵庫に係る使用料の額については、この表に定めるところにより算定して得た合計額に消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の宇部市地方卸売市場業務条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

〔説明〕

宇部市地方卸売市場について、施設の再整備後の運営を考慮し、管理手法を変更するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

新对照表

新

## 第五章 市場施設の利用（第五十五条—第六十一条）

## 第五章 市場施設の使用（第五十五条—第六十一条）

## （目的）

第一条 この条例は、宇部市地方卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）第十三条第四項に規定する事項及び施設の利用、監督処分等について定め、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて市民等の生活の安定に資することを目的とする。

## （指定管理者による管理）

## 第二条の二 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二

第三項の規定により、市場の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

## （指定管理者が行う業務）

## 第二条の三 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の利用の指定及び許可（指定又は許可の取消しを含む。）に関すること。
- 二 市場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。
- 三 市場施設及び附属設備の維持管理にすること。
- 四 その他市場の管理及び運営に関する事務のうち、市長の専属的権限に属するものを除く業務

（開場の期日）

新对照表

新

## 第五章 市場施設の使用（第五十五条—第六十一条）

## （目的）

第一条 この条例は、宇部市地方卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）第十三条第四項に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて市民等の生活の安定に資することを目的とする。

## （指定管理者による管理）

## 第二条の二 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二

第三項の規定により、市場の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

## （指定管理者が行う業務）

## 第二条の三 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の利用の指定及び許可（指定又は許可の取消しを含む。）に関すること。
- 二 市場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。
- 三 市場施設及び附属設備の維持管理にすること。
- 四 その他市場の管理及び運営に関する事務のうち、市長の専属的権限に属するものを除く業務

（開場の期日）

#### 第四条

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

##### (開場の時間)

第五条 開場の時間は、午前四時三十分から午後三時までとする。ただし、指定管理者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを臨時に変更することができる。

##### (保証金の充当)

第十条 市長は、卸売業者が利用料金その他市場に関する指定管理者に納付すべき金額の納付を怠つたときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。

##### (卸売業者の地位承継及び施設利用指定)

第十一条の四 前条の規定により、卸売業者の地位を承継した譲受人又は合併後存続する法人若しくは分割により設立された法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継した法人は、譲渡人又は合併以前の法人若しくは分割以前の法人が第五十五条第一項の規定により利用指定を受けていた市場施設についての利用を認められたものではない。

##### (保証金)

#### 第三十条

3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、利用料金月額の六倍に相当する額とする。

##### (卸売業者等による売買取引の条件の公表)

第四十四条 卸売業者は、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の

#### 第四条

2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

##### (開場の時間)

第五条 開場の時間は、午前四時三十分から午後三時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

##### (保証金の充当)

第十条 市長は、卸売業者が使用料金その他市場に関する市に納付すべき金額の納付を怠つたときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。

##### (卸売業者の地位承継及び施設の使用指定)

第十一条の四 前条の規定により、卸売業者の地位を承継した譲受人又は合併後存続する法人若しくは分割により設立された法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継した法人は、譲渡人又は合併以前の法人若しくは分割以前の法人が第五十五条第一項の規定により使用指定を受けていた市場施設についての使用を認められたものではない。

##### (保証金)

#### 第三十条

3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、使用料月額の六倍に相当する額とする。

##### (卸売業者等による売買取引の条件の公表)

第四十四条 卸売業者は、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の

收受に関する条件を含む。)を定めたときは及び変更したときは、その内容を指定管理者に届け出るとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表しなければならない。

2 指定管理者は、前項の届出の内容(売買

取引に係る金銭の收受に関する条件に限る。)について、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

(売買取引の制限)

第四十六条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

2 卸売業者、買受人又は買出入人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、売買を差し止めることができる。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第四十七条 指定管理者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。

3 指定管理者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができるものとする。

(卸売予定数量等の公表)

第四十八条 卸売業者は、毎開場日、その日の主要な品目について、卸売予定数量並びに卸売の数量及び卸売価格を指定管理者に報告するとともに、その日の主要な品目について、卸売予定数量及びその主要な産地並びに卸売の数量及び卸売価格を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 指定管理者は、前項の報告に基づき、市場における毎開場日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び卸売価格を公表しなければ

收受に関する条件を含む。)を定めたときは及び変更したときは、その内容を市長に届け出るとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表しなければならない。

2 市長は、前項の届出の内容(売買

取引に係る金銭の收受に関する条件に限る。)について、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

(売買取引の制限)

第四十六条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

2 卸売業者、買受人又は買出入人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第四十七条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。

3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずことができるものとする。

(卸売予定数量等の公表)

第四十八条 卸売業者は、毎開場日、その日の主要な品目について、卸売予定数量並びに卸売の数量及び卸売価格を市長に報告するとともに、その日の主要な品目について、卸売予定数量及びその主要な産地並びに卸売の数量及び卸売価格を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 市長は、前項の報告に基づき、市場における毎開場日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び卸売価格を公表しなければ

ならない。

## 第五章 市場施設の利用

### (施設の利用指定)

第五十五条 卸売業者、買受人及び関連事業者が利用する市場施設の位置、面積、利用期間その他の利用条件は、指定管理者が指定する。

2 前項に規定する者以外の者で市場施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、申請書を指定管理者に提出しなければならない。

### (用途変更、転貸等の禁止)

第五十六条 前条第一項の指定又は同条第二項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に利用させてはならない。ただし、指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

### (原状変更の禁止)

第五十七条 利用者は、指定管理者の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

2 利用者が指定管理者の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、指定管理者は、利用者に対して返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

### (返還)

第五十八条 利用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務認定の取消しその他の理由により市場施設の利用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、指定

ならない。

## 第五章 市場施設の使用

### (施設の使用指定)

第五十五条 卸売業者、買受人及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 前項に規定する者以外の者で市場施設を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

### (用途変更、転貸等の禁止)

第五十六条 前条第一項の指定又は同条第二項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

### (原状変更の禁止)

第五十七条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

2 使用者が市長の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対して返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

### (返還)

第五十八条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務認定の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長

管理者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第五十九条 指定管理者は、市場施設について、業務の監督、災害予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、利用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は利用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができること

(補修命令)

第六十条 指定管理者は、故意又は過失により、市場施設を滅失又は損傷した者に対し、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(利用料金等)

第六十一条 市場の利用者は、指定管理者に対して、利用料金を納付しなければならない。

2| 利用料金は、別表第四に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとし、当該利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

3| 月額の利用料金を算定する場合において、一月に満たないときは日割計算とする。

4| 指定管理者は、公益上 その他特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて、利用料金を減免することができる。  
5| 市場において使用する電力、ガス、水道その他施設利用に伴う費用は、利用者の負担とする。

(市場秩序の保持等)

第七十五条

2 指定管理者は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るために必要があると認め

の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第五十九条 市長 は、市場施設について、業務の監督、災害予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(補修命令)

第六十条 市長 は、故意又は過失により、市場施設を滅失又は損傷した者に対し、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第六十一条 市場の使用者は、別表第四に定める額の使用料を納付しなければならない。

2| 月額の使用料 を算定する場合において、一月に満たないときは日割計算とする。

3| 市長 は、災害の発生その他特別の理由があると認めるときは、使用料 を減免することができる。  
4| 市場において使用する電力、ガス、水道その他施設使用に伴う費用は、使用者の負担とする。

(市場秩序の保持等)

第七十五条

2 市長 は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るために必要があると認め

るときは、取引参加者及び市場入場者  
に対し入場の制限その他必要な措置をと  
ることができる。

(市長による管理)

第七十七条 市長は、第二条の二の規定にか  
かわらず、地方自治法第二百四十四条の二  
第十一項の規定により指定管理者の指定を  
取り消し、又は管理の業務の全部若しくは  
一部の停止を命じたときその他特別の事情  
があるときは、必要な限度において、第二  
条の三各号に掲げる業務を行うものとす  
る。

2 前項の場合において、第四条第二項及び  
第五条第一項ただし書中「指定管理者」と  
あるのは「市長」と、「ときは、市長の承  
認を受けて」とあるのは「ときは」と、第  
十条第一項中「利用料金」とあるのは「使  
用料」と、「指定管理者」とあるのは「市」  
と、第三十条第三項中「利用料金」とある  
のは「使用料」と、第四十四条、第四十六  
条、第四十七条第一項及び第三項、第四十  
八条第一項及び第二項並びに第五十五条か  
ら第六十条までの規定中「指定管理者」と  
あるのは「市長」と、第六十一条第一項中  
「指定管理者に対し、利用料金」とあるの  
は「市長に対し、使用料」と、同条第二項  
中「利用料金は、別表第四に定める額の範  
囲内において、指定管理者が市長の承認を  
受けて定めるものとし、当該利用料金は、  
指定管理者の収入として收受させるもの」  
とあるのは「前項の使用料の額は、別表第  
四に定めるとおり」と、同条第三項中「利  
用料金」とあるのは「使用料」と、同条第  
四項中「指定管理者」とあるのは「市長」  
と、「市長の承認を受けて、利用料金」と  
あるのは「使用料」と、第七十五条第二項  
中「指定管理者」とあるのは「市長」と読  
み替えるものとする。

るときは、取引参加者及び市場へ入場する  
者に対し入場の制限その他必要な措置をと  
ることができる。

第七十七条

削除

別表第四（第六十一条関係）

種別	利用料金の額
会議室	一回（三時間）につき 七二〇円 超過時間一時間につき一割増、夜間（午後五時から午後十時まで） 利用の場合は二割増

備考

1 面積に係る利用料金の額並びに会議室及び冷蔵庫に係る利用料金の額については、指定管理者が定める額に消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 第七十七条第一項の場合において、別表第四中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表第四（第六十一条関係）

種別	使用料の額
会議室	一回（三時間）につき 七二〇円 超過時間一時間につき一割増、夜間（午後五時から午後十時まで） 使用の場合は二割増

備考

面積に係る使用料の額並びに会議室及び冷蔵庫に係る使用料の額については、この表に定めるところにより算定して得た合計額に消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。